

「風力発電等技術研究開発／洋上風力発電等技術研究開発／ 洋上風況観測システム実証研究（洋上風況マップ）」に係る公募要領

【ご注意】

本事業への応募には、「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」へ応募者の登録及び応募基本情報の申請が必要です。

応募者は応募時までにe-Rad へ「所属研究機関」及び「研究代表者」を登録し、応募書類をご提出いただくとともにe-Rad応募内容提案書をe-Radへ申請する必要があります。所属研究機関の登録手続きには、2週間以上かかる場合がありますので、十分余裕をもって実施して下さい。詳細はe-Radポータルサイトを参照して下さい。また不明な箇所は、e-Radヘルプデスクにお問い合わせ下さい。

e-Radポータルサイト : <http://www.e-rad.go.jp/>

e-Radサービス時間 : 0:00～24:00（平日、休日ともに）

※上記サービス時間内であっても、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。

e-Radヘルプデスク : [Tel:0120-066-877](tel:0120-066-877)

9:00～18:00（平日）

※ 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く

平成27年5月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

新エネルギー部

「風力発電等技術研究開発／洋上風力発電等技術研究開発／
洋上風況観測システム実証研究（洋上風況マップ）」に係る公募について
（平成 27 年 5 月 14 日）

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、平成 27 年度から平成 28 年度まで「風力発電等技術研究開発／洋上風力発電等技術研究開発／洋上風況観測システム実証研究（洋上風況マップ）」プロジェクトを実施します。このプロジェクトへの参加を希望される方は、本要領に従い御応募ください。

1. 件名

「風力発電等技術研究開発／洋上風力発電等技術研究開発／洋上風況観測システム実証研究（洋上風況マップ）」

2. 事業概要

(1) 背景

2014 年 4 月に改訂された「エネルギー基本計画」において、再生可能エネルギーは「重要な低炭素の国産エネルギー源として導入を積極的に推進していく」と位置付けられているように、現在我が国は風力発電をはじめとした再生可能エネルギーの大量導入の時代を迎えています。国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、NEDO）の第 3 期中期計画においても、風力発電の導入拡大に向けた技術開発や支援を鋭意進めることとしています。

これまで陸上風力発電の適地選定に、NEDO の風況マップが果たした役割は大きく、今後は陸上のみならず、洋上風力への適用が求められています。しかしながら、洋上風力発電計画の策定に必要な風況を始めとする、水深、海底地質等の環境情報や港湾区域、航路等の社会環境情報など種々の情報が一元的に把握できる、洋上風力発電に特化したマップは存在しておらず、その整備が強く望まれています。

なお、NEDO では本事業に先立ち、平成 26 年度に「洋上風況マップに関する基礎検討」を行い、洋上風況マップに求められる仕様の検討等を行っています（参考資料 2）。

(2) 目的

本事業では、洋上風力発電の開発支援にフォーカスし、導入拡大に必要な情報を一元化した洋上風況マップを作成します。

(3) 事業内容

NEDOホームページから閲覧、ダウンロード可能な我が国の洋上風況マップを作成します。基本的に既存のデータを用いますが、洋上風況マップはシミュレーションモデルを開発しマップ化します。具体的には以下のとおり。

- a. 洋上風況シミュレーションモデルの開発
 - i. メソスケール気象モデル（流体力学等の物理過程を3次元的にモデル化したシミュレーションモデル）のうちオープンソースのモデル(WRFなど)を用いて開発する。
 - ii. 計算領域は沿岸から沖合30km範囲を包括すること。沿岸から沖合30km範囲については水平解像度500m以下とする。
 - iii. シミュレーションモデルの精度は実測値に対して年平均風速誤差±5%以内を目標値とする。
- b. 洋上風況マップに必要な構成要素の整備
 - i. 洋上風況マップを構成する要素については表1を想定している。海洋台帳など他省庁等のデータの活用により構成要素のデータ構築を行う。なお、当機構において他省庁データの開示について確認しているものは以下のとおりで、実施の際には当機構と打ち合わせの上、行うこととする。
 - ・海洋台帳（海上保安庁）
 - ・環境アセスメント環境基礎情報データシステム（環境省）
 - ・風況変動データベース（環境省）
 - ・海底地質図及び表層堆積図（産総研）
- c. 洋上風況マップ閲覧システムの開発
 - i. NEDOホームページ（洋上風況マップ Web サイト）から閲覧、ダウンロードするためのシステム及びデータメンテナンスツールを開発する。なお、これらのシステム（アプリケーションソフトやデータベース等）はNEDOのサーバーに格納する。
 - ii. Webサイトの使用、更新、メンテナンス等に関するマニュアル（手順書）を作成する。
- d. 技術委員会の組織・運営

有識者からなる第三者委員会を組織し、項目a～cの妥当性について評価する（委員会としては年2～3回を想定）。

表1 洋上風況マップに必要な構成要素

大項目	No.	小項目	優先度	出典								その他
				3:アセス環境情報DB		4:生物多様性情報		5:海洋台帳		6:その他		
				GIS	閲覧	GIS	閲覧	GIS	閲覧	GIS	閲覧	
背景図	1	地理院地図	◎							●		国土地理院
風況	2	年平均風速	◎	—	—	—	—	—	—	—	—	計算による
	3	月別平均風速(あるいは季節別平均風速)	◎	—	—	—	—	—	—	—	—	計算による
	4	風配図	◎	—	—	—	—	—	—	—	—	計算による
	5	風速階級別出現頻度(ヒストグラム)	◎	—	—	—	—	—	—	—	—	計算による
	6	風速標準偏差	◎	—	—	—	—	—	—	—	—	計算による
海洋台帳 以外	7	漁業権	◎			●			●			
	8	国立公園区域	◎			●			●	●		国土数値情報
	9	国定公園区域	◎						●	●		国土数値情報
	10	海域公園区域	◎						●	●		国土数値情報
	11	港湾区域	◎	●		●			●			
	12	漁港区域	◎	●		●			●			
	13	鳥獣保護区(国指定)	◎	●		●			●			
	14	自然環境保全地域	◎	●					●			
	15	ラムサール条約湿地	○			●			●			
	16	水深	◎						●	●		JEGG500mメッシュ(日本海洋データセンター)
	17	藻場	○			●			●			
	18	干潟	○			●			●			
	19	サンゴ礁	○			●			●			
	20	世界自然遺産地域	◎	●								
	21	日本の重要湿地500	○				●					
	22	保安林	◎	●								
	23	送電線	◎								●	各電力会社資料
	24	海洋地質	○								●	紙地図(海上保安庁)
	25	年平均波高・周期	◎						●	●		NEDO研究成果
	26	月別平均波高・周期	◎						●	●		NEDO研究成果
	27	年平均流速	◎						●	●		NEDO研究成果
	28	落雷(夏季・冬季)	◎							●		NEDO研究成果
	29	流水	○								●	日別海水情報(海上保安庁)
	30	着水(最低気温)	○								●	アメダス(気象庁)
	31	局地風速	○								●	NEDO研究成果
	32	台風データ	◎								●	年別台風データベース(JAXA)
	33	NOWPHASの観測点	◎									
	34	航空制限区域	◎									
	35	電波障害防止区域	○									
	36	レーダー(航空路、自衛隊など)	○									
海洋台帳	37	経緯線	○						●			
	38	史跡	○						●			
	39	名勝	○						●			
	40	天然記念物	○						●			
	41	海岸保全区域	○						●			
	42	航路(海交法)	◎						●			
	43	航路(港則法)	◎						●			
	44	沈船(エリア)	○						●			
	45	海底障害物(エリア)	◎						●			
	46	指定錨地(エリア)	○						●			
	47	検査錨地	○						●			
	48	投棄区域	○						●			
	49	港則法特定港港区	◎						●			
	50	港則法区域	◎						●			
	51	米軍演習区域	◎						●			
	52	船舶通行量	◎						●			
	53	洋上風力発電(実施・計画)	○						●			
	54	海底輸送管	◎						●			
	55	海底ケーブル	◎						●			
	56	ウミガメ産卵地	○						●			
	57	海獣類生息地	○						●			
	58	哺乳類生息地	○						●			
	59	鳥類生息地	○						●			
	60	等深線	◎						●			JEGG20,50,100,150m,200m(海上保安庁)
	61	底質	◎						●			
	62	海域火山DB	○						●			
	63	海岸線種類	○						●			
	64	潮流推算	○						●			
優先度 ◎:最優先するデータ、○:優先するデータ												
平成26年度成果報告書 洋上風況マップに関する基礎検討 P88抜粋												

優先度 ◎: 最優先するデータ、○: 優先するデータ

平成26年度成果報告書 洋上風況マップに関する基礎検討 P88抜粋

(4) 事業期間

平成 27 年度～平成 28 年度（2 年度）

2 年度の事業として採択し、原則として 2 年度の契約を締結します。

(5) 事業規模

全期間を通じて、NEDO 負担額 2.5 億円程度とします。

(6) 契約形態

産学の複数事業者が互いのノウハウ等を持ち寄り協調して実施する研究開発を条件とし、委託事業として実施します。

3. 応募資格

応募資格のある法人は、次の(1)～(7)までの条件、「基本計画」及び「平成 27 年度実施方針」に示された条件を満たす、受託を希望する企業等とします。

- (1) 当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- (2) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤があり、かつ、資金及び設備等の十分な管理能力を有していること。
- (3) NEDO がプロジェクトを推進する上で必要となる措置を委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- (4) 研究組合、公益法人等が代表して応募する場合は、参画する各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
- (5) 当該プロジェクトの全部又は一部を複数の企業等が共同して実施する場合は、各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有しており、各企業等間の責任と役割が明確化されていること。
- (6) 本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な部分を、国外企業等との連携により実施することができる。

4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って提案書 9 部（正 1 部、副 8 部）及び、提案書の電子データを納入

した CD-R または DVD-R を 1 部作成し、以下の提出期限までに郵送又は持参にて御提出ください。FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。

(1) 提出期限： 平成 27 年 6 月 15 日（月）正午必着

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、機構ホームページにてお知らせいたします。

なお、メール配信サービスに御登録いただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時メールにてお送りいたします。

ぜひ御登録いただき、御活用ください。

<http://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

(2) 提出先： 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

新エネルギー部 風力・海洋グループ 木村、須田 宛

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー18 階

※郵送の場合は封筒に『「風力発電等技術研究開発／洋上風力発電等技術研究開発／洋上風況観測システム実証研究（洋上風況マップ）」に係る提案書在中』と朱書きのこと。

※持参の場合はミューザ川崎 16 階の「総合案内」の受付の指示に従うこと。

※e-Rad 上の登録が期限に間に合わない場合、必ず事前に N E D O 担当部に相談すること。

5. 応募方法

(1) 提案書の作成に当たって

- ・ 提案書のうち表紙、要約版、本文の記載様式は別添 1 を御参照ください。別添 2 に従って研究開発責任者の研究経歴書を、別添 3 に従って主要研究者の研究経歴書（主要研究者とは、提案書の各研究開発項目の責任者となる登録研究員です。）を、別添 4 に従って研究開発成果の事業化計画書を作成してください。
- ・ 提案書は日本語で作成してください。
- ・ 提案書の提出部数は、9 部（正 1 部、副 8 部）及び提案書（別添 1）と研究開発責任者研究経歴書（別添 2）、主要研究者研究経歴書（別添 3）研究開発成果の事業化計画書（別添 4）の電子データを納入した CD-R または DVD-R を 1 部提出してください。なお副はステープラー等で留めず、取り外しができるようにクリップ等で留めて提出してください。

(2) 提案書に添付する書類

- ・ 提案書には次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。
- ・ 会社経歴書 1 部（提出先の N E D O 部課と過去 1 年以内に契約がある場合は不要）
- ・ 最近の営業報告書（2 年分） 1 部
- ・ N E D O が提示した契約書（案）（本公募用に特別に掲載しない場合は、標準契約書を指します）に合意することが提案の要件となりますが、契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書 2 部（正 1 部、副 1 部）
- ・ e-Rad 応募内容提案書（詳細は(4)を参照ください）。
- ・ N E D O 研究開発プロジェクトの実績調査票（詳細は別添 5 を参照ください）。
- ・ 国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等と締結した共同研究契約書の写し、若しくは当該国外企業との共同研究の意志を示す覚書の写し 1 部。

（注）連携している、又は連携しようとしている国外企業等が N E D O の指定する相手国の公的資金支援機関（スペイン政府・産業技術開発センター（C D T I）が該当。）の支援を受けようとしている（又は既に受けている）場合は、N E D O が提供する交付申請書（英文様式）の写し、若しくは既に認証を取得しているのであれば交付決定書及び認定証（ラベル）の写し 1 部。詳細は N E D O ホームページにて御確認ください。

ジャパン・スペイン・イノベーションプログラム（JSIP）

http://www.nedo.go.jp/activities/AT1_00473.html

(3) 提案書の受理及び提案書に不備があった場合

- ・ 応募資格を有しない者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
 - ・ 提出された提案書を受理した際には提案書類受理票を提案者にお渡ししますので、あらかじめ別添 6 の「提案書類受理票」に会社名等御記入の上、送付（持参）してください。
 - ・ 提出された提案書等は返却しません。
- 提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。その場合は書類を返却します。

(4) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

応募に際し、あらかじめ e-Rad へ応募内容提案書を申請することが必要です。連名の場合には、代表機関において登録してください。詳細は、e-Rad ポータルサイトを御確認ください。

e-Rad ポータルサイト <<http://www.e-rad.go.jp/>へリンク>

概略の手続きを以下の a～d に示します。

a. 所属研究機関の登録とログイン ID の取得

申請に当たっては、まず応募時までに研究代表者（＝主要研究員）の所属する研究機関（所属研究機関）が e-Rad に登録されていることが必要となります。連名の場合には、それぞれの機関での登録が必要です。所属研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者は e-Rad ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を（事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて）行ってください。登録手続きに 2 週間以上かかる場合がありますので、余裕をもって行ってください。登録されると、ログイン用 ID（11 桁）、所属研究機関用 ID（10 桁）、パスワードが発行されます。

b. 研究代表者（＝主要研究員）のログイン用 ID（11 桁）、申請用研究者番号（8 桁）の取得

前記 a で登録した所属研究機関の事務代表者が、ログインし、研究代表者を e-Rad に登録して、ログイン用 ID（11 桁）及び申請用研究者番号（8 桁）とパスワードを取得します。

c. 公募要領及び申請様式のダウンロードと申請書の作成

e-Rad 上で、受付中の公募の一覧を確認し、必要情報を入力して応募します。なお、公募要領や申請様式等は N E D O の公募ホームページからダウンロードが可能です。

d. 応募方法

前記 c. で入力した e-Rad 応募内容提案書は PDF ファイルでダウンロードできますので、該当ファイルを全ページプリントアウトし、申請書（正）とともに N E D O へ提出してください。

6. 秘密の保持

提案書は本研究開発の実施者選定のためにのみ用い、N E D O で厳重に管理します。取得した個人情報は研究開発の実施体制の審査に利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。御提供いただいた個人情報は、上記の目的以外で利用することはありません。（法令等により提供を求められた場合を除きます。）

なお、e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有

する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

7. 委託・共同研究先の選定

(1) 審査の方法について

外部有識者による事前審査とNEDO内の契約・助成審査委員会の二段階で審査します。

契約・助成審査委員会では、事前審査の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。必要に応じてヒアリング審査や資料の追加等をお願いする場合があります。

なお、委託・共同研究先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

(2) 審査基準

a. 事前審査の基準

- i. 提案内容が基本計画の目的、目標に合致しているか(不必要な部分はないか)
- ii. 提案された方法に新規性があり、技術的に優れているか
- iii. 共同提案の場合、各者の提案が相互補完的であるか
- iv. 提案内容・研究計画は実現可能か(技術的可能性、計画、中間目標の妥当性等)
- v. 応募者は本研究開発を遂行するための高い能力を有するか(関連分野の開発等の実績、再委託予定先・共同研究相手先等を含めた実施体制、優秀な研究者等の参加等)。
- vi. 応募者が当該研究開発を行うことにより国民生活や経済社会への波及効果は期待できるか(企業の場合、成果の実用化・事業化が見込まれるか。大学や公的研究開発機関等で、自らが実用化・事業化を行わない場合には、どのような形で製品・サービスが実用化・事業化されることを想定しているか。)
- vii. 総合評価

b. 契約・助成審査委員会の選考基準

次の基準により委託予定先を選考するものとする。

- i. 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。
 1. 開発等の目標がNEDOの意図と合致していること。
 2. 開発等の方法、内容等が優れていること。

3. 開発等の経済性が優れていること。
- ii. 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。
 1. 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
 2. 当該開発等の行う体制が整っていること。

（再委託予定先、共同研究相手先等を含む。なお、国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特にNEDOの指定する相手国の公的資金支援機関の支援を受けようとしている（または既に受けている）場合はその妥当性が確認できること。）
 3. 当該開発等に必要な設備を有していること。
 4. 経営基盤が確立していること。
 5. 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
 6. 委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

なお、委託予定先の選考に当たってNEDOは、以下の点を考慮します。

1. 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
2. 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
3. 競争的な開発等体制の整備に関すること。
4. 一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。

(3) 委託先の公表及び通知

a. 採択結果の公表等

採択した案件（実施者名、事業概要）はNEDOのホームページ等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 事前審査員の氏名の公表について

事前審査員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。

c. 附帯条件

採択に当たって条件（提案した再委託は認めない、他の機関との共同研究とすること、再委託研究としての参加とすること、NEDO負担率の変更等）を付す場合があります。

(4) スケジュール

平成 27 年

- 5 月 14 日： 公募開始
- 5 月 25 日： 公募説明会（会場：NEDO 本部）
- 6 月 15 日： 公募締め切り
- 7 月上旬（予定）： 事前審査（外部有識者による審査）
- 7 月中旬（予定）： 契約・助成審査委員会
- 7 月下旬（予定）： 委託先決定
- 7 月下旬（予定）： 公表（・プレスリリース）
- 9 月ごろ（予定）： 契約

8. 留意事項

(1) 契約

新規に業務委託契約を締結するときは、最新の業務委託契約約款を適用します。
また、委託業務の事務処理は、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。

(2) 研究開発独立行政法人から民間企業への再委託

研究開発独立行政法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。

(3) 事業化計画書

契約締結後に業務委託契約約款第 27 条第 2 項又は共同研究契約約款第 29 条第 2 項に該当する事象が生じた場合は、速やかに「研究開発成果の事業化計画書」（別添 4）を変更し提出していただきます。

(4) NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票の記入

過去に実施した NEDO の研究開発プロジェクトの成果について調査票に記載していただきます。詳細は別添 5 を御覧ください。

なお、本調査は採択審査に活用しますので、必ず御提出をお願いいたします。

(5) 追跡調査・評価

研究開発終了後、本研究成果についての追跡調査・評価に御協力いただく場合があります。追跡調査・評価については、添付の参考資料 1「追跡調査・評価の概要」を御覧ください。

(6) 知財マネジメント

研究開発終了後、「特許等の取得状況及び事業化状況調査」（バイドールフォローアップ調査）に御協力をいただきます。

※1. 「NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針」についてはこちらを御覧ください。：NEDOホームページ

http://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00002.html

(7) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業を受託する事業者は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）に関する直接経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

なお、本事業以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は実績報告書への記載等（本活動に係る事項のみで結構です）によりNEDOに報告してください。

【参考】

平成22年6月19日総合科学技術会議

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/sonota.html>

(8) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-hotline.htm

※2.「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください： N E D Oホームページ

http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合
 - i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
 - ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、N E D Oとの契約締結や補助金等の交付を停止します。
(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 6 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
 - iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、N E D Oの事業への応募を制限します。
(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。)
 - iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からN E D Oに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。
 - v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、N E D Oでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(9) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、NEDO は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-hotline.htm

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDO ホームページ

http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。

（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間）

- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。

（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間）

- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調

査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

(10) N E D Oにおける研究不正等の告発受付窓口

N E D Oにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 検査・業務管理部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ホームページ： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html ヘルリンク >

（電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分）

(11) 契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、採択決定後、別添7のとおりN E D Oとの関係に係る情報をN E D Oのホームページで公表することがありますので御了知ください。なお、本公募への応募をもって同意されたものとみなします。

9. 説明会の開催

下記のとおり説明会を開催し、当該委託業務及び提案公募に係る内容、契約に係る手続き、提案書類等を説明しますので、応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。出席希望の企業等は、社名、出席者氏名、出席者の連絡先（TEL 及び FAX 番号、電子メールアドレス）を平成27年5月21日（木）17時までにFAXにて新エネルギー部 風力・海洋グループ 木村、須田（044-520-5276）

まで御連絡ください。（様式は問いません）

注：応募に当たって、公募説明会への出席は必須ではありません。また、会場の都合上、応募者多数の場合は1法人2名までに限る等の人数調整を行う場合があります。

日時： 平成27年5月25日（月）10時00分～12時00分

場所： 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 2001 会議室

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー20 階

※直接会場までお越しください。

10. 問い合わせ先

本事業の内容及び契約に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降のお問い合わせは、5月14日から6月5日の間に限り下記宛に FAX にて受け付けます。ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

新エネルギー部 風力・海洋グループ 木村、須田

FAX：044-520-5276

関連資料

基本計画

平成27年度実施方針

提案書の様式

別添1：提案書作成上の注意、表紙、要約版、本文

別添2：研究開発責任者研究経歴書

別添3：主要研究員研究経歴書

別添4：研究開発成果の事業化計画書

別添5：NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について

別添6：提案書類受理票

別添7：契約に係る情報の公表について

参考資料1：追跡調査・評価の概要

参考資料2：平成26年度成果報告書 洋上風況マップに関する基礎検討

業務委託契約書（案）及び業務委託契約約款（本公募用に特別に掲載しない場合は、「業務委託契約標準契約書」を指します）